

議案第107号

東京都板橋区立いこいの家条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年11月24日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立いこいの家条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立いこいの家条例（昭和49年板橋区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として」を「提供するとともに、地域住民相互の交流を支援することにより、地域福祉の増進に寄与するため」に改める。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第18条を第22条とする。

第17条第2号中「第14条第3項各号」を「第17条第3項各号」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第21条 利用者は、指定管理者に施設の利用に係る料金を納付しなければならない。この場合において、第9条の規定は、適用しない。

2 第4条第3号に掲げる事業を利用する者は、指定管理者に事業の利用に係る料金を納付しなければならない。

3 前2項に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。

(1) 施設の利用に係る料金 第9条第1項に定める施設の使用料の額

(2) 事業の利用に係る料金 当該事業に類する事業の利用に通常要する額を考慮して区長が別に定める額

4 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、区長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

第16条を第19条とする。

第15条第2号中「第17条」を「第20条」に改め、同条を第18条とする。

第14条を第17条とする。

第13条第1号中「第1条の目的を達成するために必要な」を「第4条各号に掲げる」に改め、同条第2号中「第4条ただし書」を「第5条ただし書」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「第7条」を「第8条」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 第10条第4項の規定により、利用証を交付すること。

第13条第5号中「第10条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条中「利用の承認」の次に「(第10条第4項に規定する利用証の交付を含む。)」を加え、同条第1号中「第7条第2項各号」を「第8条第2項各号」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「施設の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設を」を「利用者(前条第4項に規定する利用証の交付を受けた者を含む。第21条を除き以下同じ。)は、その」に改め、「又は」の次に「施設を」を加え、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(設備の変更等の禁止)

第12条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでな

い。

第8条を削る。

第7条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 施設の利用が営利を目的とするものであると認められるとき。

第7条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用料)

第9条 施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(いこいの家事業)

第10条 いこいの家事業は、多目的室その他区長が必要と認める施設において実施するものとする。

2 いこいの家事業は、次に掲げる日は実施しないものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（敬老の日を除く。）

(3) 1月2日及び同月3日

(4) 12月29日から同月31日まで

3 いこいの家事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

4 いこいの家事業を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用証の交付を受けなければならない。

5 前項の規定により利用証の交付を受けた者がいこいの家事業を利用するときは、利用証を係員に提示しなければならない。

6 いこいの家事業の利用は、無料とする。

第6条を削る。

第5条中「午後5時」を「午後9時30分」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 いこいの家の利用は、別表第2に定める各利用区分による。

第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用することができる者)

第7条 いこいの家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者を代表とする3名以上の団体とする。

- (1) 板橋区内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区内の学校に在学する者

2 前項の規定にかかわらず、いこいの家事業を利用できる者は、区内に住所を有する者とする。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第4条中「次のとおり」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改め、同条各号を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(事業)

第4条 いこいの家は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高齢者が多世代と交流するいこいの場を提供する事業（以下「いこいの家事業」という。）に関する事。
- (2) 施設の利用に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表に次のように加える。

舟渡いこいの家	東京都板橋区舟渡一丁目13番10号
---------	-------------------

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条・第9条関係）

		利用区分及び使用料
--	--	-----------

名称	施設	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時30分まで）
大谷口いこいの家	洋室	400 円	600 円	500 円
西台いこいの家	和室	300 円	500 円	400 円
	多目的室（舞台付和室）	900 円	1,100 円	1,000 円
仲宿いこいの家	洋室	900 円	1,100 円	1,000 円
板橋いこいの家	工作室	400 円	600 円	500 円
	和室	400 円	600 円	500 円
	多目的室（舞台付和室）	400 円	600 円	500 円
	洋室	400 円	600 円	500 円
前野いこいの家	多目的室（和室）	400 円	600 円	500 円
中丸いこいの家	舞台付和室	400 円	600 円	500 円
	和室	300 円	500 円	400 円
	多目的室（洋室）	400 円	600 円	500 円
なりますいこいの家	和室	400 円	600 円	500 円
	茶室	400 円	600 円	500 円
東新一こいの家	多目的室（和室）	400 円	600 円	500 円
大和いこ	多目的室（和室）	400 円	600 円	500 円

いの家	多目的室（茶室）	300 円	500 円	400 円
赤塚いこ	和室	300 円	500 円	400 円
いの家	多目的室（舞台付 和室）	400 円	600 円	500 円
舟渡いこ	多目的室（舞台付 和室）	300 円	400 円	400 円
いの家	洋室	300 円	400 円	400 円

備考

- 1 2 以上の利用区分を連続して利用する場合において、区長が施設の管理上支障がないと認めるときは、当該連続して利用する最初の利用区分の開始時刻から最後の利用区分の終了時刻まで利用することができる。
- 2 いこいの家事業を実施する日の多目的室、大谷口いこいの家の洋室及び板橋いこいの家の洋室の利用区分は、夜間に限る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（東京都板橋区立舟渡いこいの家条例の廃止）

- 2 東京都板橋区立舟渡いこいの家条例（平成 14 年板橋区条例第 28 号）は、廃止する。

（東京都板橋区立舟渡いこいの家条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前項の規定による廃止前の東京都板橋区立舟渡いこいの家条例の規定により行われた施行日以後の利用に係る施設の利用の申請、承認その他の手続は、この条例による改正後の東京都板橋区立いこいの家条例の相当規定により行われたものとみなす。

（準備行為）

- 4 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても

行うことができる。

(提案理由)

いこいの家の設置目的、休業日、利用時間及び利用者の範囲を改め、いこいの家が行う事業並びに使用料の額及び利用料金の上限額を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。